

鶴留社会保険労務士事務所だより

雲外蒼天 6月号

鶴留社会保険労務士事務所

社会保険労務士 鶴留 舞

〒820-0040 飯塚市吉原町 6-12

飯塚商工会議所ビル 603

TEL : 0948-28-2444

FAX : 0948-28-2448

最低限押さえておくべき「マイナンバー対策」のポイント

◆小規模事業者向けの資料が公開

通知カードの送付が10月（中旬～下旬になると言われています）に迫ってきましたが、先日、特定個人情報保護委員会から、小規模事業者向けのマイナンバー関連資料「小規模事業者必見！ マイナンバーガイドラインのかんどころ～入社から退職まで～（平成27年4月版）」が公開されました。

以下では、小規模事業者が最低限押さえておくべき、場面（入社、源泉徴収票の作成、退社等）ごとのポイントと留意点をご紹介します。

◆マイナンバー制度対応のポイント&留意点

(1) 入社

- 社員からマイナンバーが記載された書類（扶養控除等申告書等）を取得する。取得の際は、「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」「雇用保険届出事務」で利用することを知らせる。
- 社員からマイナンバーを取得したら、個人番号カード等で本人確認を行う。
- マイナンバーが記載されている書類は、カギのかかるところに大切に保管する。
- マイナンバーが保存されているパソコンをインターネットに接続する場合は、最新のウィルス対策ソフトを入れておく。

(2) 源泉徴収票などの作成

- マイナンバーを扱う社員を決めておく。
- マイナンバーの記載や書類の提出をしたら、業務日誌等に記録するようにする。
- 源泉徴収票の控えなど、マイナンバーの記載されている書類を外部の人に見られたり、机の上に出しっぱなしにしたりしないようにする。

(3) 退職

- 退職所得の受給に関する申告書等、退職する人からもらう書類にマイナンバーが含まれている。
- 退職の際にマイナンバーを取得した場合の本人確認は、マイナンバーが間違っていないか過去の書類を確認することで対応可能。
- 保存期間が過ぎたもの等、必要がなくなったマイナンバーは廃棄する。マイナンバーを書いた書類は、そのままゴミ箱に捨ててはいけない。

(4) 支払調書の作成

- 税理士や大家・地主等からマイナンバーを取得する。取得の際は、「支払調書作成事務」等で利用することを知らせ、本人確認も忘れずに行う。
- 気をつけることは、社員のマイナンバーと同じ（カギのかかるところに大切に保管、最新のウィルス対策ソフトの導入、マイナンバーを使う社員の特定、業務日誌などへの記録、机の上に出しっぱなしにしない、必要がなくなったマイナンバーは廃棄）。

◆「確定拠出年金」制度導入企業増加の背景と法改正の動き◆

◆政府目標は2万社

厚生労働省の調べによると、大企業を中心に確定拠出年金（以下、「DC」）制度を導入する企業が増えており、政府が目標としている2万社を近く達成する見通しになったとのことです。

今後、中小企業や公務員、主婦等にも、DC活用が広く期待されます。

◆導入企業増加の背景

DC導入企業が増えている要因として、3つのことが考えられています。

(1) 企業負担が少ないこと

年金給付額が確定されていて、運用利回りが予定より下回った場合、その差額を企業が負担しなければならない確定給付年金（以下、「DB」）と異なり、DCは穴埋めしなければならない義務がありません。

(2) 政府による導入の後押しがあること

政府は、DCの非課税になる掛金額の上限を引き上げ、導入の後押しをしています。

(3) 運用環境が好転したこと

日経平均株価の上昇や、外貨で運用した場合の円安による含み益増がありました。

◆法改正と今後の動向

政府は、公的年金を補う私的年金の柱としてDCを拡充する方針で、以下の内容で今通常国会に法改正案を提出しています。

(1) 企業年金の普及・拡大

- ・事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続等を大幅に緩和した「簡易型DC制度」を創設する。
- ・中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」を創設する。
- ・DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。

(2) ライフコースの多様化への対応

- ・個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者（企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る）、公務員等共済加入者も加入可能とする。
- ・DCからDB等へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充する。

(3) DCの運用の改善

- ・運用商品を選択しやすいうよ、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。
- ・あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。

知っておきたい！「若年性認知症」の実態と政府の取組み

◆若年性認知症とは？

認知症というと高齢者の病気と思われがちですが、近年では18歳から65歳未満までの間に発症する「若年性認知症」が増加しています。

若年性認知症の特徴は、初期症状では認知症と気づかず、病院で診察を受けてもうつ病や更年期障害と間違われることもあり、診断が遅れることなどが挙げられます。

そのため、発見や治療が遅れてしまうと脳の機能の低下が進み、症状を改善するのが難しいと言われています。

◆発症後に仕事を続けることの難しさ

若年性認知症の患者は、2009年の厚生労働省の調査結果によると約3万8,000人いると推計されています。特に40歳から60歳の間の世代で発症するケースが多いと言われており、いわゆる働き盛りの世代が発症するため、本人や家族への精神的・経済的負担がかかることで問題となっています。

同省研究班の生活実態調査によると、65歳未満で発症した若年性認知症で就労経験のある約1,400人のうち、約8割が勤務先を自ら退職したり、解雇されたりしたことがわかりました。また、約2割の人は、労働時間の短縮や配置転換、通勤などの配慮が全くなかったと回答しました。現状では今の職場で働き続けることは困難であっても、企業側が若年性認知症への理解を深め、周囲のサポートや企業で体制を整えることによって、働き続けることが可能であるということが考えられます。

◆どのような支援があるの？

これらの問題を解消するため、現在、若年性認知症の人への障害年金の受給の支援、「若年性認知症コールセンター」の設置、就労継続支援事業への案内など様々な取組みが行われています。

また、政府は今年1月に、新たな認知症対策の国家戦略である「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を発表しました。その7つの柱の1つとして「若年性認知症施策の強化」が挙げられています。

若年性認知症は、まだ認知度の低いため周囲から理解されにくい病気です。また、生活に不安が生じます。万が一、自分や周りの人が発症した際に備えて、症状に関する知識や支援制度について知っておく必要があります。

中小企業における「人材不足」と「人件費高騰」の実態

◆中小企業白書からみえる人材不足の広がり

政府が2015年版の中小企業白書を閣議決定し、必要な人材確保ができていない企業が約4割に上る現状を示しました。建設業、医療・福祉関連での人手不足が特に目立つようです。

白書では、高い離職率も影響していると分析しています。新卒者の4割以上が3年以内に離職しており、会社規模が小さいほど離職率は高くなっていることがわかります。

◆ベア実施の中小企業も大幅増

今年度に入り、中小企業でも景気回復や人手不足を背景にして、基本給を引き上げるベースアップ（ベア）を実施する動きが広がっているようです。全国の財務局の調査によると、中小企業のうち、今春ベアを実施する割合が37%に達することがわかりました。

ベアを含む何らかの賃上げを実施する企業は89.1%に上り、これまで財務余力に乏しくベアに慎重な空気が強かった中小企業も、景気回復の広がりを受け雇用確保のため、人件費を捻出していることがわかります。

◆「人手不足」関連倒産の傾向は？

人手不足を原因とした企業倒産も、景気が上向きだした2013年から目立ち始め、近年徐々に増加しているようです。

東京商工リサーチの「人手不足」関連倒産の集計によると、主に代表者死亡や入院などによる「後継者難」型が中心ですが、最近では求人しても人が集まらない「求人難」による倒産の増加が目立つそうです。

賃上げによる人材獲得競争はコスト増を招くため中小企業の経営を圧迫しており、人材不足、人件費高騰は中小企業の経営にとって足かせとなっている様子もうかがえます。

◆自社の対策はどうする？

人手不足と人件費高騰の問題は不可分な関係にあります。近年の現状を概観すると、今後は賃上げ以外の措置も含め何らかの措置をとらなければ、人材獲得の点で他社に差をつけられてしまうかもしれません。

自社の現状と時流を見極めながら、雇用確保の面で対策を講じていく必要があるでしょう。

ご存知ですか？ 雇用保険給付金の申請期限が過ぎても申請可能に！

◆申請期限が過ぎても…

育児休業給付金や介護休業給付金をはじめとする雇用保険の給付金について、支給申請をしたものの、「申請期限が過ぎていて給付を受けられなかった」ということはありませんか？

しかし、これからはそういった心配やミスはなくなりそうです。

◆時効完成までの期間であれば申請できます！

これまでは、雇用保険の受給者保護と迅速な給付を行うために、申請期限を厳守しなければなりませんでした。今年4月より、申請期限を過ぎた場合でも時効が完成するまでの期間（2年間）については申請が可能になりました。

ただ、申請期限内に支給申請をしないと、通常より給付金の支給が遅れる場合や、雇用保険の他の給付金が返還になる場合もありますので、原則、申請期限内に支給申請を行うことが大切です。

◆申請期限が過ぎていて給付が受けられなかった場合は？

以前に給付金の支給申請を行ったにもかかわらず、申請期限が過ぎたことで支給されなかった場合はどうでしょうか。

この場合についても再度申請をし、その申請日が給付の時効の完成前で給付金の支給要件を満たしていれば、給付金は支給されます。

該当する方はいないか、確認してください。

◆対象となる給付は？

雇用保険の各給付のうち、下記のもの対象となります。

＜対象となる給付＞

高齢雇用継続基本給付金、高齢再就職給付金、育児休業給付金、介護休業給付金、一般教育訓練に係る教育訓練給付金、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金、教育訓練支援給付金、就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当、移転費、広域求職活動費

6月の税務と労務の手続提出期限【提出先・納付先】

1日

- 軽自動車税の納付【市区町村】
- 自動車税の納付【都道府県】
- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）
＜雇入れ・離職の翌月末日＞【公共職業安定所】
- 労働保険の年度更新手続の開始＜7月10日まで＞【労働基準監督署】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
【公共職業安定所】
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞
【労働基準監督署】
- 特例による住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付
＜第1期分＞【郵便局または銀行】
- 健保・厚年保険料の納付
【郵便局または銀行】
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
【年金事務所】
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）
＜雇入れ・離職の翌月末日＞
【公共職業安定所】

雇入時及び毎年1回

- 健康診断個人票【事業場】



友人の結婚式

この歳(36才)になると友人たちの結婚ラッシュも落ち着き、結婚式にご招待いただく回数も減ってきます。そんな中、つい先日学生時代の友人から久しぶりに電話がかかってくるので、結婚が決まったと嬉しい報告がありました。



ず——とご両親に守られて生活していた友人は、仕事が終わると帰宅するとご飯とお風呂の準備ができていたという贅沢な暮らしをしていました。

つまり、一切家事ができません(笑)

結婚相手が専業主婦だったので、実家から助けてもらうことは不可能。大丈夫なのかだよ... (汗)

さてさて、人の心配をしている場合ではありません。友人の結婚を大喜びした私ですが、久しぶりに着るドレスは入るのでしょうか。この前着たのはいったん、たかよ9月までダイエットが必要なようです(入らなからたら着物で行こう...とすでに挫折モード)

